

表彰の集約・公表について

1 経過

審議会提言「みんなでつくる豊かな地域社会に向けて」（平成 30 年 3 月 1 日）

- ・活動の認知・顕彰により、団体の成長につながり、担い手や連携相手を得やすくなる
- ・市民活動の好事例を発信することで、大阪の市民活動自体の評価につながる

2 集約・公表を行う表彰の範囲について

市民活動・社会貢献活動（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動）に対して授与された表彰

(1) 表彰制度の範囲

表彰を対象とし、助成制度及び寄付に対する受賞は含めない。

⇒助成制度は活動のプロセスに対して支援を行うものであるため、実績を基に活動団体同士の連携につなげるという提言の趣旨とは異なる

また、寄付行為主体の団体との連携は、活動団体同士の連携につなげるという提言の趣旨とは異なる。

(2) 受賞者の範囲

市民活動団体・企業等に授与された表彰を対象とし、個人に授与された表彰は含めない。

⇒提言における本取組の目的は団体同士の連携

(3) 活動の範囲

大阪の市民活動の好事例を幅広く収集し、発信することで団体同士の連携の機会を創出するため、大阪市内で行われる活動（大阪市内に主たる事務所を置くかどうかは問わない）とする。

3 情報収集方法について

(1) 大阪市が授与するもの

- ① 各所属に授与した表彰及び受賞者について照会
- ② 公表

(2) 大阪市以外の団体が授与するもの

- ① 表彰について情報収集
 - ・委員による推薦
 - ・大阪市市民活動総合ポータルサイトを活用して公募（自薦・他薦）
- ② 部会で公表の是非について議論後、審議会で公表の承認
- ③ 公表

4 公開方法について

大阪市市民活動総合ポータルサイトにおいて公開

5 公開期間について

現在の取組みにおける連携を進めやすくするため、直近（過去3年まで（例：平成31年度：平成28～31年度））の情報を掲載

ただし、公開期間終了後も参照可能とするため、過去の情報についてもCSVデータで大阪市市民活動総合ポータルサイトにおいてストック情報として蓄積